



栃木県公報

平成 26 年
2月14日(金)
第2555号

目 次

規 則	
○職員等の旅費に関する規則の一部改正	95
告 示	
○予定保安林	96
○生活保護法による指定介護機関の指定	99
○特定計量器の定期検査の実施	103
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	105
○都市計画事業計画の変更認可	105
調達等公告	
○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）	106
○入札公告（特定調達公告）	108

規 則

栃木県規則第三号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年二月十四日

栃木県知事 福田 富一

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（昭和三十七年栃木県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。

（旅行命令等）

第五条 条例第四条第五項の知事が定める方法は、総合庶務事務システム（職員の服務、給与等に係る手続を行う電子情報処理組織をいう。）を利用する方法とする。

2 条例第四条第八項の旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式は、別記様式第一号による。

3 前項に定める旅行命令簿等は、当該旅行命令簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。

第六条第一項第三号を次のように改める。

二 陸路 一般財団法人日本デジタル道路地図協会の作成する地図データベースを利用した電子地図（電磁的方式により記録された地図をいう。）（道路上の二点間の距離を道路の形状に沿つて測定できるものに限る。）に基づく路程

第六条第三項を次のように改める。

3 第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合には、当該旅行の出発箇所又は目的箇所が含まれる区域（路程の計算に用いるための区域として知事が別に定めるものをいう。以下この条において同じ。）にある地点であつて、当該区域を代表するものとして知事が別に定めるものを起点とする。

第六条第五項を次のように改める。

5 自家用自動車（任命権者が定めるところにより登録を受けた車両をいう。以下同じ。）を使用する一区域内の旅行の路程の計算については、前各項の規定にかかわらず、当該自家用自動車の走行距離又は地形図等を用いて測定した距離により行うものとする。

第六条第六項及び第七項を削る。

第七条第一項中「様式は」を「記載事項又は記録事項及び様式は」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める旅費の請求書は、当該旅費の請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもつて代えることができる。

第七条の二を削り、第七条の三を第七条の二とする。

第八条第二項第一号中「在勤地内における旅行において」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十条及び第十条の二を次のように改める。

(旅行雑費の額)

第十条 条例第二十五条の旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行雑費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公用の交通機関を利用する旅行又は自家用自動車を使用する旅行において、公務上の必要により駐車料金又は有料道路の料金を支払う場合の当該駐車料金又は有料道路の料金 実費額

二 公務上の必要による通信連絡に要する経費 実費額 (額の確定が困難である場合にあつては、これに相当する額として、それぞれの旅行ごとに一日につき二百円)

三 その他知事が定める公務上の必要による経費 実費額又はこれに相当する額として知事が定める額

(住所等から目的地に至る旅費額)

第十条の二 条例第二十七条に規定する旅費額の計算については、第七条の二中「在勤庁」とあるのは、「住所又は居所」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第十一条第一項第四号中「及び旅行雑費」及び「(条例第二十五条第一項の規定による旅行雑費に限る。以下この号において同じ。)」を削る。

附則第三項中「第五条」を「第五条第二項」に、「第四条第五項に規定する」を「第四条第八項の」に、「記載事項」を「記載事項又は記録事項」に、「様式を」を「記載事項又は記録事項及び様式を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの記載事項又は記録事項及び様式は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号によるものとみなす。

別表第三の五の項中「又は第2号」を削り、「回過第3号」を「回過第2号」に改め、同表の九の項中「第25条第2号」を「第25条」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、十四の項を削り、十五の項を十三の項とする。

別記様式第二号(その二)中

旅行雑費(定額)	
日数	金額

を

旅行雑費	
事由	金額

に改め、同様式(その

三)中

旅行雑費(定額)	
日数	金額

を

旅行雑費	
事由	金額

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(人事課)

告 示

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市倉ヶ崎字沢小屋1071から1077まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沢小屋1071から1077まで（以上の7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
日光市鬼怒川温泉滝字長坂1765-1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長坂1765-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
茂木町大字深沢字仏相2125-1、2129-6、2129-14、2129-21、2129-24、2129-26、2138、2139、2141、2143、2144、字番場917-1
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字明神沢5462-24 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神沢5462-24 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市山の手二丁目2030-4

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山の手二丁目2030-4 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

VI

- 1 保安林予定森林の所在場所

さくら市早乙女字長峯1755 (次の図に示す部分に限る。)、2383-1

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長峯1755・2383-1（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅶ

1 保安林予定森林の所在場所

さくら市狭間田字上根本2925-1（次の図に示す部分に限る。）、2927-1、2928-1・2932-1（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅷ

1 保安林予定森林の所在場所

さくら市喜連川字大久保5447-1・5451-3・5452-4（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）、5452-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成25年 12月1日	株式会社ユニバーサルベースグリーン	足利市大前町481番地	ヘルパーステーション凜	足利市大前町461番地1ハピネス迎田101	訪問介護
平成25年 12月1日	総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局富田店	足利市多田木町134番地2	居宅療養管理指導
平成26年 1月1日	株式会社ライフケア倶楽部	足利市福居町587番地1	らくらくデイサービスしょうようの郷	足利市葉鹿町540番地	通所介護
平成25年 11月22日	株式会社日立福祉事業	栃木市藪部町二丁目5番9号	あいケアステーション	栃木市藪部町二丁目5番9号	訪問看護
平成25年 12月1日	株式会社ヴァティー	東京都港区新橋三丁目11番1号	ケアステーションあさひ栃木藪部町	栃木市藪部町四丁目1番49号	通所介護
平成25年 12月1日	ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7	ウエルシア薬局大平店	栃木市大平町西野田152番地	居宅療養管理指導
平成25年 12月1日	株式会社しもつけ	佐野市石塚町392番地	小規模多機能型居宅介護事業所しもつけの故郷	佐野市牧町111番地1	小規模多機能型居宅介護
平成26年 1月1日	株式会社ピー・オー・エル	佐野市君田町272番地1	リハビリ型デイサービス咲くら	佐野市君田町272番地1	通所介護
平成25年 12月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター鹿沼訪問看護ステーション	鹿沼市上野町320番地3高橋ビル1階103号室	訪問看護
平成25年 12月1日	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター鹿沼訪問看護ステーション	鹿沼市上野町320番地3高橋ビル1階103号室	居宅療養管理指導
平成25年 12月19日	坂本宏泰	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番15号大宮ファーストプレイスタワー2304	ソフィアホームケアクリニック	小山市土塔222番地14	居宅療養管理指導
平成26年 1月30日	一般社団法人訪問看護ステーションゆりの木	大田原市富士見一丁目1612番地1ラ・セゾンJOY101号室	訪問看護ステーションゆりの木	大田原市富士見一丁目1612番地1ラ・セゾンJOY101号室	訪問看護

平成26年 1月1日	社会福祉法人至誠会	大田原市下石上 1258番地	小規模多機能晴風園みどりの郷	大田原市実取542番地3	小規模多機能型居宅介護
平成26年 1月1日	学校法人国際医療福祉大学	大田原市北金丸 2600番地1	国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市富田77番地	通所リハビリテーション
平成26年 1月1日	株式会社ステップ	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	ステップリハビリ・那須	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	通所介護
平成26年 1月28日	株式会社とわりん	さくら市草川69番地2	リハビリ・ラボもみの手	さくら市馬場254番地5	通所介護
平成26年 2月1日	株式会社ユーユーワールド	宇都宮市平出工業団地39番地5	ゆうゆうケアステーション下野	下野市笹原108番地28	通所介護
平成26年 2月1日	株式会社ユーユーワールド	宇都宮市平出工業団地39番地5	ゆうゆうケアステーション下野ショートステイ	下野市笹原108番地28	短期入所生活介護
平成25年 4月1日	株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	芳賀ケアセンターそよ風	芳賀郡芳賀町祖母井812番地12	通所介護
平成26年 1月1日	株式会社ヴァティー	東京都港区新橋三丁目11番1号	ケアステーションあさひ壬生	下都賀郡壬生町中央町6番地26	通所介護

2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成26年 1月1日	株式会社福寿草	佐野市堀米町613番地	居宅介護支援事業所はちどり	足利市常見町一丁目7番6号
平成26年 1月1日	社会福祉法人優心会	鹿沼市下永野236番地5	居宅介護支援事業所メモリー	栃木市城内町二丁目51番51号
平成25年 12月1日	ササヌマ有限会社	さくら市鶯宿3292番地	居宅介護支援事業所野いちご	さくら市鶯宿3292番地
平成26年 2月1日	株式会社ユーユーワールド	宇都宮市平出工業団地39番地5	ゆうゆうケアステーション下野ケアプラセンター	下野市笹原108番地28
平成25年 4月1日	株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	芳賀ケアセンターそよ風	芳賀郡芳賀町祖母井812番地12

3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成24年 4月1日	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町2462番地1	訪問介護ホームヘルプ春日和	足利市堀込町2462番地1	介護予防訪問介護
平成25年 12月1日	総合メディカル株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局富田店	足利市多田木町134番地2	介護予防居宅療養管理指導

平成26年 1月1日	株式会社ライフケ ア倶楽部	足利市福居町587 番地1	らくらくデイサー ビスしょうようの 郷	足利市葉鹿町540 番地	介護予防通所 介護
平成25年 11月22日	株式会社日立福祉 事業	栃木市菌部町二丁 目5番9号	あいケアステー ション	栃木市菌部町二丁 目5番9号	介護予防訪問 看護
平成25年 4月1日	医療法人木水会	下都賀郡岩舟町静 550番地2	デイサービス八州 苑	栃木市藤岡町太田 1386番地1	介護予防通所 介護
平成25年 12月1日	株式会社ヴァ ティー	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ栃木菌部町	栃木市菌部町四丁 目1番49号	介護予防通所 介護
平成25年 12月1日	ウエルシア関東株 式会社	埼玉県さいたま市 見沼区東大宮四丁 目47番地7	ウエルシア薬局大 平店	栃木市大平町西野 田152番地	介護予防居宅 療養管理指導
平成25年 12月1日	株式会社しもつけ	佐野市石塚町392 番地	小規模多機能型居 宅介護事業所しも つけの故郷	佐野市牧町111番 地1	介護予防小規 模多機能型居 宅介護
平成26年 1月1日	株式会社ピー・ オー・エル	佐野市君田町272 番地1	リハビリ型デイ サービス咲くら	佐野市君田町272 番地1	介護予防通所 介護
平成25年 12月1日	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	ニチイケアセン ター鹿沼訪問看護 ステーション	鹿沼市上野町320 番地3高橋ビル1 階103号室	介護予防訪問 看護
平成25年 12月1日	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	ニチイケアセン ター鹿沼訪問看護 ステーション	鹿沼市上野町320 番地3高橋ビル1 階103号室	介護予防居宅 療養管理指導
平成25年 12月19日	坂本宏泰	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁 目11番15号大宮 ファーストプレイ スタワー2304	ソフィアホームケ アクリニック	小山市土塔222番 地14	介護予防居宅 療養管理指導
平成26年 1月7日	株式会社ウェルネ スシーン	小山市駅南町三丁 目2番23号	シニアフィットネ スTopFit	小山市駅南町三丁 目2番23号	介護予防通所 介護
平成26年 1月30日	一般社団法人訪問 看護ステーション ゆりの木	大田原市富士見 一丁目1612番地1 ラ・セゾンJOY101 号室	訪問看護ステー ションゆりの木	大田原市富士見 一丁目1612番地1 ラ・セゾンJOY101 号室	介護予防訪問 看護
平成26年 1月1日	社会福祉法人至誠 会	大田原市下石上 1258番地	小規模多機能晴風 園みどりの郷	大田原市実取542 番地3	介護予防小規 模多機能型居 宅介護
平成26年 1月1日	学校法人国際医療 福祉大学	大田原市北金丸 2600番地1	国際医療福祉大学 塩谷病院	矢板市富田77番地	介護予防通所 リハビリテー ション
平成26年 1月1日	株式会社ステップ	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	ステップリハビ リ・那須	那須塩原市下永田 一丁目1425番地	介護予防通所 介護
平成26年 1月28日	株式会社とわりん	さくら市草川69番 地2	リハビリ・ラボも みの手	さくら市馬場254 番地5	介護予防通所 介護

平成26年 2月1日	株式会社ユーユー ワールド	宇都宮市平出工業 団地39番地5	ゆうゆうケアス テーション下野	下野市笹原108番 地28	介護予防通所 介護
平成26年 2月1日	株式会社ユーユー ワールド	宇都宮市平出工業 団地39番地5	ゆうゆうケアス テーション下野 ショートステイ	下野市笹原108番 地28	介護予防短期 入所生活介護
平成25年 4月1日	株式会社ユニマッ トそよ風	東京都港区南青山 二丁目12番14号ユ ニマツト青山ビル	芳賀ケアセンター そよ風	芳賀郡芳賀町祖母 井812番地12	介護予防通所 介護
平成26年 1月1日	株 式 会 社 ヲ ヲ ティ	東京都港区新橋三 丁目11番1号	ケアステーション あさひ壬生	下都賀郡壬生町中 央町6番地26	介護予防通所 介護
平成25年 6月1日	社会福祉法人清幸 会	那須塩原市東原字 天蚕場166番地	デイサービスセン ターりんどう	那須郡那須町高久 丙1777番地434	介護予防通所 介護

(医事厚生課)

栃木県告示第62号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の(1)の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
鹿 沼 市	平成26年5月12日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市口栗野1780 鹿沼市栗野コミュニティセンター
	平成26年5月13日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年5月14日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市縦山町162-2 鹿沼市北押原コミュニティセン ター
	平成26年5月15日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年5月16日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市上石川1465-4 鹿沼市職業訓練センター
	平成26年5月19日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市御成橋2-2197-1 鹿沼市菊沢コミュニティセンター
	平成26年5月20日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年5月21日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年5月22日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市中鉢石町999 日光市役所日光総合支所日光市研 修センター
平成26年5月23日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		

日 光 市	平成26年 5月26日 (月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	日光市足尾町通洞5588-3 日光市銅ふれあい館
	平成26年 5月27日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市平ヶ崎160 日光市今市文化会館
	平成26年 5月28日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年 5月29日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年 5月30日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市中三依319 日光市役所三依支所
	平成26年 6月 3日 (火)	午後1時から午後3時まで	
	平成26年 6月 4日 (水)	午前 9時から午前11時まで	日光市湯西川709 日光市役所湯西川支所
		午後 1時から午後3時まで	日光市日蔭575 日光市役所栗山総合支所
平成26年 6月 5日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市鬼怒川温泉大原1404-1 日光市藤原総合文化会館	
塩 谷 町	平成26年 6月 6日 (金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	塩谷町玉生681 玉生コミュニティセンター
さくら市	平成26年 6月 9日 (月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市氏家2730 さくら市氏家体育館
	平成26年 6月10日 (火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成26年 6月11日 (水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市喜連川4397-1 さくら市喜連川公民館
高根沢町	平成26年 6月12日 (木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	高根沢町太田745-1 高根沢町太田地区コミュニティセ ンター
鹿 沼 市 日 光 市 塩 谷 町 さくら市 高根沢町	各区域の期日の初日から 平成26年12月25日 (木) まで (土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法 律 (昭和23年法律第178 号) に規定する休日を除 く。)	午前 9時から正午まで及び 午後 1時から午後 4時まで	宇都宮市ゆいの杜 1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項の規定により特定計量器の所在の
場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第 1 項第 1 号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
鹿沼市	平成26年 6月 4日 (水) から同年12月25日 (木) まで (土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

日光市及び塩谷町	平成26年7月2日(水)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
さくら市及び高根沢町	平成26年7月16日(水)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域(宇都宮市の区域を除く。)	平成26年5月12日(月)から同年12月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第63号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、足利佐野都市計画事業佐野岩崎産業団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の氏名又は名称
東京石灰工業株式会社
- 2 事業施行期間
平成25年1月22日から平成29年3月31日まで
- 3 施行地区
佐野市岩崎町字押出、字神ヶ久保、字塚越、字中川原及び中出井の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
足利佐野都市計画事業 佐野岩崎産業団地土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
佐野市山菅町3518番地
- 6 施行認可の年月日
平成25年1月15日
- 7 変更の内容
設計の概要の変更及び資金計画書の変更
- 8 変更認可の年月日
平成26年2月14日

(都市計画課)

栃木県告示第64号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、昭和58年栃木県告示第941号小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 施行者の名称
下野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和58年11月4日～平成30年3月31日

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

(都市整備課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成26年2月14日

栃木県知事 福 田 富 一

1 業務内容

- (1) 業務名
電子申請・届出ASPサービス提供業務
- (2) 業務内容
栃木県に対する申請、届出その他の手続等（以下「申請等」という。）について電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができるようにするための役務の提供、サービスの導入及び調整、ドキュメント整備並びに職員研修
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成26年10月31日まで

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 参加表明書の提出者に要求される資格
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - ウ 平成26年2月14日から同年5月7日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - エ ASP／SaaS（LGWAN）型電子申請・届出システムの提供業者であること。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - ア 会社の経営状況
 - イ 専門技術者の状況
 - ウ 主要業務及び同種又は類似業務の実績
 - エ 本サービスの導入及び調整の体制
 - オ 業務主任技術者及び業務担当技術者の資格、業務実績及び手持ちの業務の状況
 - カ 本サービス利用開始後のサポートの体制
- (3) 技術提案書の特定のための評価基準
 - ア 専門技術者の状況
 - イ 主要業務及び同種又は類似業務の実績
 - ウ 本サービスの導入及び調整の体制
 - エ 業務主任技術者及び業務担当技術者の資格、業務実績及び手持ちの業務の状況
 - オ 本サービス利用開始後の運用保守の体制
 - カ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性
 - キ システムの操作性及びセキュリティ対策

ク サービスの費用対効果

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県経営管理部情報システム課電子県庁推進担当
電話 028-623-2215

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成26年2月14日から同年3月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は、受け付けない。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期間

平成26年3月3日から同月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は、受け付けない。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期間

平成26年4月28日から同年5月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

4 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

(3) 関係情報を入手するための照会窓口は、3の(1)と同じ。

(4) 技術提案書のヒアリングを行う。

(5) 2の(1)のイの決定を受けていない者が3の(3)の参加表明書を提出し、その者が技術提案書の提出者として選定された場合には、技術提案書提出時まで、当該資格の決定を受けていなければならない。

(6) 平成26年度一般会計予算が原案通り成立しなかった場合、この調達の変更等を行うことがある。

(7) 詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Electronic Application and Notification ASP Service

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., March 12, 2014

(3) Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., May 7, 2014

(4) Information is available at:

Electronic Prefectural Government Section,

Information System Division,
Department of Administration and Management,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL.028-623-2215

(情報システム課)

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年2月14日

栃木県下水道管理事務所長 毛 部 川 直 文

I

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

重油 (JIS K 2205 1種1号)

第1回目: 131kℓ (購入見込数量)

第2回目: 133kℓ (購入見込数量)

第3回目: 142kℓ (購入見込数量)

第4回目: 134kℓ (購入見込数量)

第5回目: 133kℓ (購入見込数量)

第6回目: 131kℓ (購入見込数量)

第7回目: 132kℓ (購入見込数量)

第8回目: 140kℓ (購入見込数量)

第9回目: 151kℓ (購入見込数量)

第10回目: 133kℓ (購入見込数量)

第11回目: 123kℓ (購入見込数量)

第12回目: 124kℓ (購入見込数量)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間

第1回目: 自 平成26年4月1日

至 平成26年4月30日

第2回目: 自 平成26年5月1日

至 平成26年5月31日

第3回目: 自 平成26年6月1日

至 平成26年6月30日

第4回目: 自 平成26年7月1日

至 平成26年7月31日

第5回目: 自 平成26年8月1日

至 平成26年8月31日

第6回目: 自 平成26年9月1日

至 平成26年9月30日

第7回目: 自 平成26年10月1日

至 平成26年10月31日

第8回目: 自 平成26年11月1日

至 平成26年11月30日

第9回目: 自 平成26年12月1日

至 平成26年12月31日

- 第10回目：自 平成27年1月1日
至 平成27年1月31日
- 第11回目：自 平成27年2月1日
至 平成27年2月28日
- 第12回目：自 平成27年3月1日
至 平成27年3月31日

(4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、石油製品の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 3の(3)に示す各入札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
- (5) 購入する重油を栃木県下水道管理事務所長が指定する日時及び場所に納入することができることを証明した者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
①平成26年2月14日～同年3月26日、②平成26年3月27日～同年4月17日、③平成26年4月18日～同年5月21日、④平成26年5月22日～同年6月19日、⑤平成26年6月20日～同年7月22日、⑥平成26年7月23日～同年8月20日、⑦平成26年8月21日～同年9月18日、⑧平成26年9月19日～同年10月22日、⑨平成26年10月23日～同年11月18日、⑩平成26年11月19日～同年12月16日、⑪平成26年12月17日～平成27年1月21日、⑫平成27年1月22日～同年2月18日の午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
第1回目：平成26年3月27日午前10時
第2回目：平成26年4月18日午前10時
第3回目：平成26年5月22日午前10時
第4回目：平成26年6月20日午前10時
第5回目：平成26年7月23日午前10時
第6回目：平成26年8月21日午前10時
第7回目：平成26年9月19日午前10時
第8回目：平成26年10月23日午前10時
第9回目：平成26年11月19日午前10時
第10回目：平成26年12月17日午前10時
第11回目：平成27年1月22日午前10時
第12回目：平成27年2月19日午前10時
栃木県下水道管理事務所会議室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、それぞれの開札日の前日の午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、単価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 入札金額については、1リットル当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札の日時までに、2の(4)及び(5)に該当する者であることを証する書面並びに試験成績分析表を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他

ア 入札の変更等 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Fuel oil (JIS K 2205 Class 1, No.1)
1 st contract : 131kℓ
2 nd contract : 133kℓ
3 rd contract : 142kℓ
4 th contract : 134kℓ
5 th contract : 133kℓ
6 th contract : 131kℓ
7 th contract : 132kℓ
8 th contract : 140kℓ
9 th contract : 151kℓ
10th contract : 133kℓ
11th contract : 123kℓ
12th contract : 124kℓ
- (2) Delivery period
1 st contract : From April 1,2014 to April 30, 2014
2 nd contract : From May 1,2014 to May 31, 2014
3 rd contract : From June 1,2014 to June 30, 2014
4 th contract : From July 1,2014 to July 31, 2014
5 th contract : From August 1,2014 to August 31, 2014
6 th contract : From September 1,2014 to September 30, 2014
7 th contract : From October 1,2014 to October 31, 2014
8 th contract : From November 1,2014 to November 30, 2014
9 th contract : From December 1,2014 to December 31, 2014
10th contract : From January 1,2015 to January 31, 2015
11th contract : From February 1,2015 to February 28, 2015
12th contract : From March 1,2015 to March 31, 2015
- (3) Delivery place
Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant
- (4) Time and Date of Bidding :

- 1st contract : 10:00 a.m., March 27, 2014
- 2nd contract : 10:00 a.m., April 18, 2014
- 3rd contract : 10:00 a.m., May 22, 2014
- 4th contract : 10:00 a.m., June 20, 2014
- 5th contract : 10:00 a.m., July 23, 2014
- 6th contract : 10:00 a.m., August 21, 2014
- 7th contract : 10:00 a.m., September 19, 2014
- 8th contract : 10:00 a.m., October 23, 2014
- 9th contract : 10:00 a.m., November 19, 2014
- 10th contract : 10:00 a.m., December 17, 2014
- 11th contract : 10:00 a.m., January 22, 2015
- 12th contract : 10:00 a.m., February 19, 2015

(5) Information is available at:

General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

II

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,339,400kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
 - イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除
(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(6) 契約書の作成の要否 要
(7) その他

ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 3,339,400kWh
(2) Time and Date of Bidding:
11:00 a.m., March 27, 2014
(3) Information is available at:
General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

III

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,388,600kWh
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
(3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
(4) 納入場所 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
(3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者で

あること。

- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時5分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時5分 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 3,388,600kWh
- (2) Time and Date of Bidding:
11:05 a.m., March 27, 2014
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,055,000kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 北那須流域下水道北那須浄化センター（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時10分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時10分 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の

変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 3,055,000kWh
- (2) Time and Date of Bidding:
11:10 a.m., March 27, 2014
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

V

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 8,249,600kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時15分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時15分 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載す

ること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
 - ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 8,249,600kWh
- (2) Time and Date of Bidding:
11:15 a.m., March 27, 2014
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

VI

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,659,400kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時20分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時20分 栃木県下水道管理事務所会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他

ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in the Oiwahuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 2,659,400kWh

(2) Time and Date of Bidding:

11:20 a.m., March 27, 2014

(3) Information is available at:

General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

VII

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 渡良瀬川下流域下水道思川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,490,600kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時25分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時25分 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers

Estimated amount of electricity consumption 2,490,600kWh

- (2) Time and Date of Bidding:
11:25 a.m., March 27, 2014
- (3) Information is available at:
General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

VIII

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 渡良瀬川上流流域下水道秋山川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 6,316,400kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 渡良瀬川上流流域下水道秋山川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時30分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時30分 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の

(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他

ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in the Akiyamagawa Purification Center on the Watarase Upstream River Basin Sewers
Estimated amount of electricity consumption 6,316,400kWh

(2) Time and Date of Bidding:

11:30 a.m., March 27, 2014

(3) Information is available at:

General Affairs Division,
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524
TEL 0285-53-5694

IX

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県下水道資源化工場で使用する電力
予定使用電力量 5,298,911kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成26年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。

(5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、納入期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 栃木県下水道管理事務所 総務課
電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成26年2月14日から同年3月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年3月27日午前11時35分 栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 平成26年3月27日午前11時35分 栃木県下水道管理事務所会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他

ア 平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be used in the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant

Estimated amount of electricity consumption 5,298,911kWh

(2) Time and Date of Bidding:

11:35 a.m., March 27, 2014

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(都市整備課)